

磐田市規則第38号

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び磐田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び磐田市会計年度任用職員の
勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則)

第1条 磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年磐田市規則第12号）
の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

(磐田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則)

第2条 磐田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年磐田市規則
第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3(2)の項中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。